

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目 2 番 20 号
発行日
毎週 2 回
(火曜日・金曜日)

目次	
規則	ページ
大麻取締法施行細則の一部を改正する規則	1
高知県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	3
高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則	4
高知県海岸管理条例施行規則の一部を改正する規則	8
告示	
○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し (税 務 課)	9
○字の区域及び名称の変更の届出 (市町村振興課)	9
○廃川敷地等が生じた件 (河川防災課)	10
急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂 防 課)	10
○道路の区域変更 (2 件) (道 路 課)	10
○市町村道の改築工事の完了 (")	11
○建築基準法による道路の位置の指定 (建築指導課)	11
告示 (港湾施設の概要) の一部改正 (2 件) (港 湾 課)	11
告示 (港湾法による放置等を禁止する区域及び物件の指定) の一部改正 (2 件) (")	12
公告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請 (男女共同参画・NPO課)	16
2・19揭示	
○換地処分公告 (耕 地 課)	16
○港湾法による所有者不明の工作物等の措置 (港 湾 課)	17
○海岸法による所有者不明の自動車の措置 (海 岸 課)	17
高知県教育委員会規則	
へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則	17

規則	

大麻取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。	

平成19年 3 月 2 日

高知県知事 橋本 大二郎

高知県規則第10号

大麻取締法施行細則の一部を改正する規則

大麻取締法施行細則（平成 9 年高知県規則第51号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

第 3 条第 1 項中「第 5 条」を「第 5 条第 1 項」に、「法人にあつては、定款又は寄附行為の写し」を「次に掲げる書類」に、「有効期限が満了し」を「有効期間が満了し、」に改め、同項に次の各号を加える。

（１） 栽培地の位置を示す地図

（２） 栽培目的を詳細に記載した書面

（３） 法人にあつては、登記事項証明書及び定款又は寄附行為の写し

（４） 前 3 号に掲げる書類のほか、知事が必要であると認める書類

第 3 条第 2 項各号列記以外の部分を次のように改める。

省令第 2 条第 3 号の規定により申請書に記載しなければならない研究目的は、次に掲げる事項を申請書とは別の書面に記載して提出しなければならない。

第 3 条第 3 項中「申請書記載事項の」を「省令第 2 条第 3 号の規定により申請書に記載しなければならない」に、「提出するものとする」を「提出しなければならない」に改める。

別記第 1 号様式を次のように改める。

別記

第 1 号様式（第 3 条関係）

高 知 県 収 入 証 紙 は り 付 け 箇 所		大 麻 取 扱 者 免 許 申 請 書	
高知県知事 様		年 月 日	
申請者		住 所 （法人にあっては、主たる 事務所の所在地） 氏 名 （法人にあっては、名称及 び代表者の職・氏名） 生年月日 電話番号	
大麻取締法第 5 条第 1 項の規定により大麻取扱者の免許を受けたいので、次の とおり申請します。			
免 許 の 種 類	大麻栽培者・大麻研究者	栽 培 の 目 的	繊維採取・種子採取 自家消費・販 売
栽 培 地 の 数	箇 所	栽培地の面積	アール
栽 培 地 の 位 置			
大麻取扱者免許の欠格条件	禁錮以上の刑に処せられたことの有無	有 ・ 無	
	後見開始又は保佐開始の審判（禁治産又は準禁治産の宣告もこれに該当するとみなされます。）を受けたことの有無	有 ・ 無	
	診 断 書 氏 名 （ 歳 ） 上記の者は、麻薬中毒者、大麻中毒者又はあへん中毒者でないことを診断 します。 年 月 日 医療機関 名 称 所在地 医 師 氏 名		

- 注 1 栽培地の位置を示す地図及び栽培目的を詳細に記載した書面を添えてください。
- 2 「大麻取扱者免許の欠格条件」欄の「診断書」は、法人にあっては使用せず、大麻の研究に従事する者のすべてについて別に作成し、添えてください。
- 3 大麻研究者にあっては、大麻取締法施行細則第 3 条第 2 項及び第 3 項に規定する研究目的を記載した書面及び履歴書を別に作成し、添えてください。
- 4 法人にあっては、登記事項証明書及び定款又は寄附行為の写しを添えてください。
- 5 1 から 4 までの書類のほか、知事が必要があると認める書類を添えてください。

栽培の状況（室内栽培、ハウス栽培、プランタ栽培等の場合）

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~  
高知県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正  
する規則をここに公布する。

平成19年 3 月 2 日

高知県知事 橋本 大二郎

高知県規則第11号

高知県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部  
を改正する規則

高知県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成 7 年高  
知県規則第85号）の一部を次のように改正する。

第19条を次のように改める。

（動物取扱責任者研修）

第19条 法第22条第 3 項の規定によりその選任した動物取扱責任  
者に知事が開催する動物取扱責任者研修を受けさせようとする  
動物取扱業者は、別記第17号様式による動物取扱責任者研修受  
講申込書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の動物取扱責任者研修を修了した者に対し、別  
記第18号様式による動物取扱責任者研修修了証を交付するもの  
とする。

3 省令第10条第 3 項ただし書の規定に基づき、動物取扱業者  
は、その選任した動物取扱責任者に他の都道府県知事が開催す  
る動物取扱責任者研修を受けさせることをもって、第 1 項の動  
物取扱責任者研修を受けさせたものとしてすることができるもの  
とする。

別記第10号様式中「第11条」を「第12条」に改める。

別記様式に次の 2 様式を加える。

第17号様式（第19条関係）

年 月 日

高知県知事 様

動物取扱業者 住 所

氏 名

電話番号

（法人にあっては、主たる事務所の所  
在地、名称及び代表者の職・氏名）

動物取扱責任者研修受講申込書

次の者に動物取扱責任者研修を受けさせたいので、高知県動物の愛護及び管理に関する条  
例施行規則第19条第 1 項の規定により次のとおり申し込みます。

|                    |      |       |
|--------------------|------|-------|
| 動物取扱業者の事<br>業所の名称  |      |       |
| 動物取扱業者の事<br>業所の所在地 |      | 電話番号  |
| 動物取扱業の登録<br>番号     |      | 第 号   |
| 動物取扱業の登録<br>年月日    |      | 年 月 日 |
| 受講者                | 住 所  |       |
|                    | フリガナ |       |
|                    | 氏 名  |       |

第18号様式（第19条関係）

|                                                                  |  |   |     |
|------------------------------------------------------------------|--|---|-----|
|                                                                  |  | 第 | 号   |
| 動物取扱責任者研修修了証                                                     |  |   |     |
|                                                                  |  |   |     |
| 動物取扱責任者 氏 名                                                      |  |   |     |
| 事業所の名称                                                           |  |   |     |
| 事業所の所在地                                                          |  |   |     |
|                                                                  |  |   |     |
| 動物の愛護及び管理に関する法律第22条第3項に規定する高知県知事が開催した動物<br>取扱責任者研修を修了したことを証明します。 |  |   |     |
|                                                                  |  |   |     |
| 動物取扱責任者研修修了年月日                                                   |  | 年 | 月 日 |
|                                                                  |  |   |     |
| 保健所長                                                             |  | 印 |     |

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、別記第10号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

~~~~~

高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

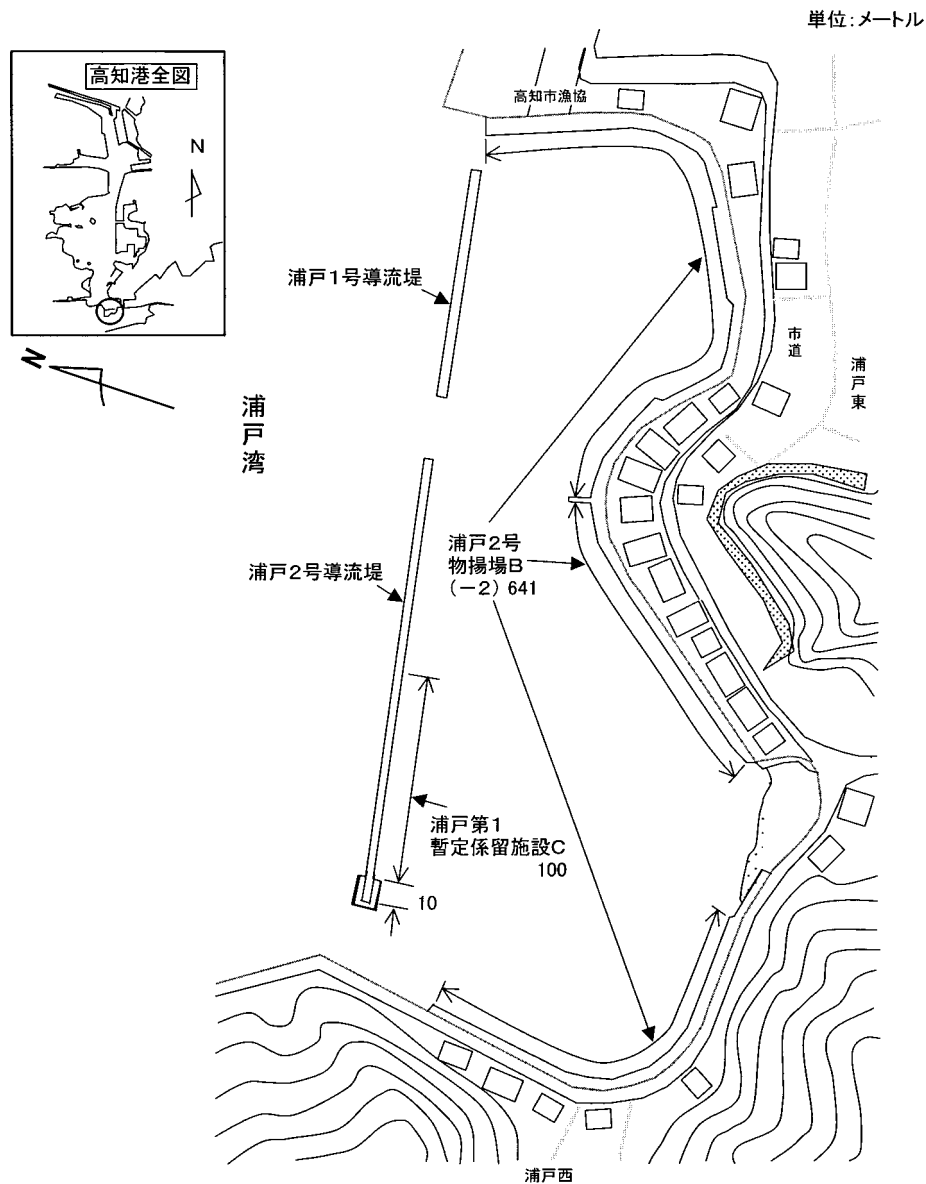
平成19年3月2日

高知県知事 橋本 大二郎

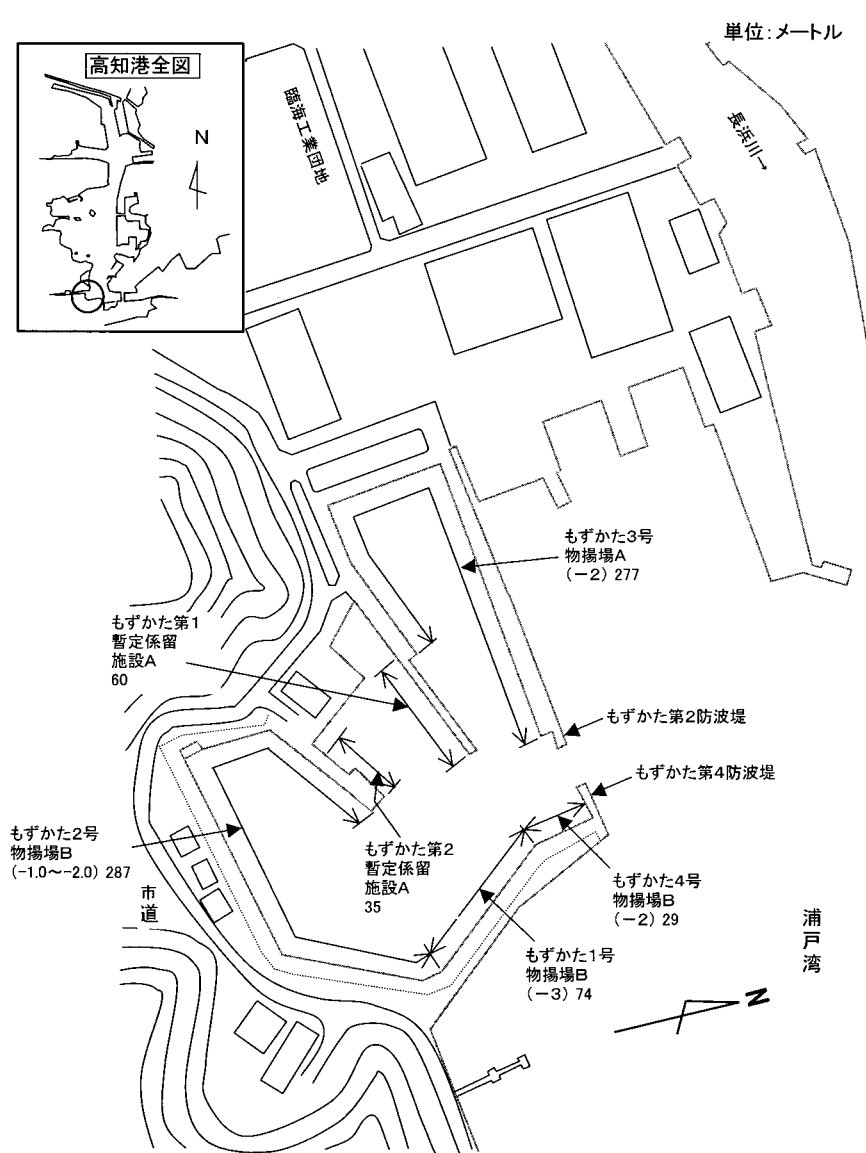
高知県規則第12号

高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則
高知県港湾施設管理条例施行規則（昭和29年高知県規則第51号）の一部を次のように改正する。
別表第2の別図1の10及び別図1の11を次のように改める。

別図1の10 高知港浦戸物揚場等の区域図

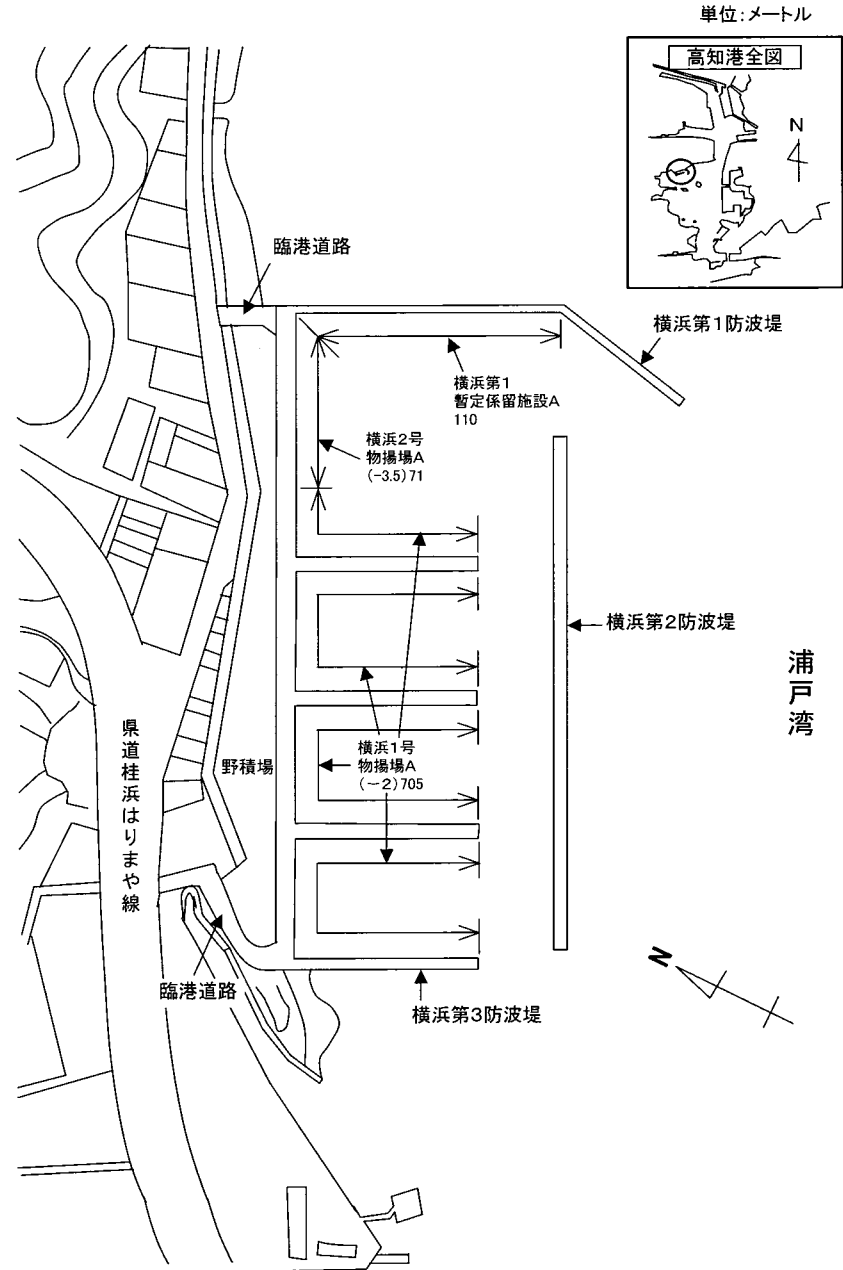


別図1の11 高知港藻州潟物揚場等の区域図



別表第2の別図1の13を次のように改める。

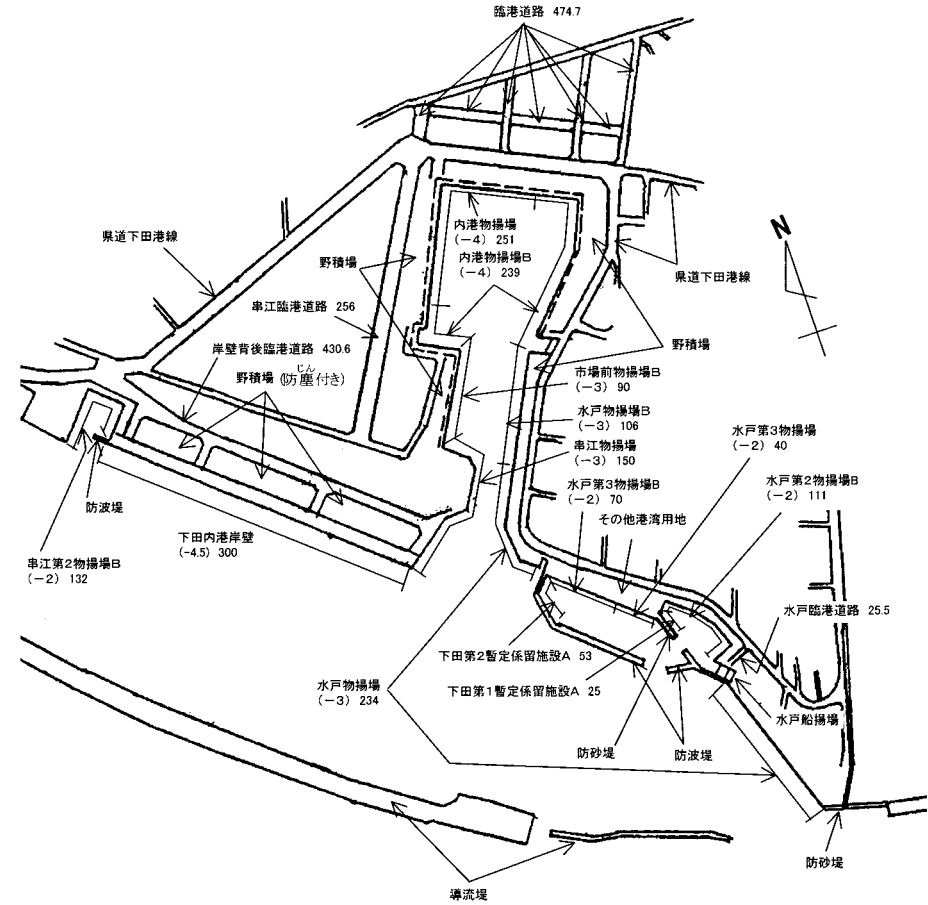
別図1の13 高知港横浜物揚場等の区域図



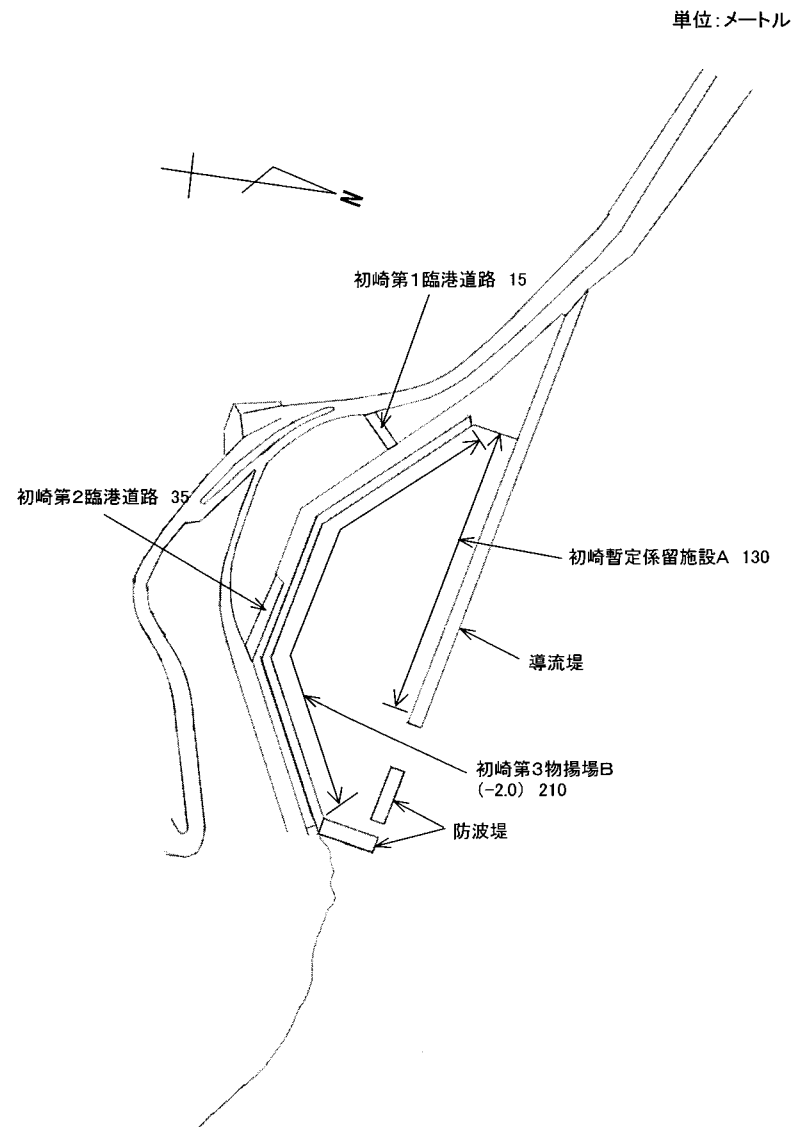
別表第2の別図13及び別図13の2を次のように改める。

別図13 下田港岸壁等の区域図(内港地区)

単位:メートル



別図13の2 下田港物揚場の区域図 (初崎地区)



附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第2の別図13及び別図13の2の改正規定 平成19年4月1日
- (2) 別表第2の別図1の10及び別図1の11の改正規定並びに同表の別図1の13の改正規定 平成19年7月1日

高知県海岸管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月2日

高知県知事 橋本 大二郎

高知県規則第13号

高知県海岸管理条例施行規則の一部を改正する規則

高知県海岸管理条例施行規則 (平成18年高知県規則第42号) の一部を次のように改正する。

第3条第4号に次のただし書を加える。

ただし、海岸保全施設に支障を及ぼすおそれがないと認められるものを除く。

第4条の見出し中「一般公共海岸水域の指定」を「一般公共海岸水域等の指定等」に改め、同条中「指定」を「指定及び当該指定の廃止、条例第5条の2第3項の規定による区域及び物件の指定並びに当該指定の廃止並びに条例第6条第4項の規定による区域の指定及び当該指定の廃止」に、「おいて」を「おいて、一般公共海岸水域又はこれらの区域の指定の公示にあつては」に、「当該一般公共海岸水域」を「当該一般公共海岸水域又はこれら」に改める。

第5条第1項中「第4条第1項前段 (同条第3項)」を「第4条第1項 (同条第4項)」に改め、同条第2項中「第6条第1項前段」を「第6条第1項」に改める。

第8条第1項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 占用又は土石の採取の場所

第9条の見出し中「の許可」を「の許可の申請」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「第4条第1項後段 (同条第3項)」を「第4条第2項ただし書 (同条第4項)」に、「若しくは第6条第1項後段又は前項ただし書」を「、第5条第2項ただし書又は第6条第2項ただし書」に改め、同項を同条とする。

第13条の見出し中「申請等」を「申請」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「又は前項」を削り、同項を同条とする。

第14条の見出し中「届出等」を「届出」に改め、同条第1項及び第2項を削り、同条第3項中「又は前項」を削り、同項を同条とする。

別記第1号様式中「第4条第3項」を「第4条第4項」に改め

る。
別記第 8 号様式中「又は高知県海岸管理条例施行規則第13条第 1 項」を削る。
別記第 9 号様式中「又は高知県海岸管理条例施行規則第14条第 2 項」を削る。
附 則
この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

告 示

高知県告示第133号
地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の 6 の 4 第 3 項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者の指定を次のとおり取り消した。
平成19年 3 月 2 日
高知県知事 橋本 大二郎

1 名称及び代表者の氏名
泉井興産株式会社 代表取締役 泉井 安久

2 主たる事務所又は事業所の所在地
室戸市室津2403番地 1

3 取消年月日
平成18年 9 月22日

高知県告示第134号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第 1 項の規定により、須崎市長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届出があった。
平成19年 3 月 2 日
高知県知事 橋本 大二郎

字の区域及び名称の変更

変 更 前			変 更 後	
大字	字	地番区域	大字	字
上分	高添	甲 910、甲 911 の 1、甲 911 の 2、甲 912 から甲 914 まで、甲 915 の 1、甲 915 の 2、甲 916 の 1、甲 916 の 2、甲 917 の 1、甲 917 の 2、甲 918 の 1 から甲 918 の 4 まで	上分	窪添
	長田	甲 919 の 1 の一部		
	突出シ	甲 934 の 一部、甲 935 の		

	一部、甲 936、甲 937 の一部、甲 938 の一部、甲 939 の 1 の一部
菖蒲	甲 1278 の 3 から甲 1278 の 5 まで、甲 1282 の 2、甲 1283 の 3
長田	甲 919 の 1 の一部、甲 919 の 2、甲 920 の 1 から甲 920 の 3 まで、甲 921 の 1、甲 921 の 3、甲 921 の 5 から甲 921 の 7 まで、甲 922 の 2、甲 923 の 2、甲 924 の 1、甲 924 の 2、甲 924 の 4
田ノ島頭	甲 952 の 13、甲 952 の 14、甲 966 の 2
菖蒲	甲 1265 の 3、甲 1276 の 2、甲 1276 の 5、甲 1277 の 2、甲 1277 の 3
田ノ島頭	甲 956 の 7、甲 956 の 8 の一部、甲 958 の 3 の一部、甲 959 の一部、甲 960 の一部、甲 961 の一部、甲 962 の 1、甲 962 の 2、甲 964 の 2、甲 965 の 2、甲 967 の 1、甲 967 の 3
宝司田	甲 990 の一部、甲 991 の 1 の一部
田ノ島頭	甲 956 の 8 の一部、甲 958 の 3 の一部、甲 959 の一部、甲 960 の一部、甲 961 の一部
江口	甲 969 の一部、甲 970 の一部、甲 971 の一部、甲 981 の 1 の一部、甲 982 から甲 984 まで

	突出シ
	江口
	宝司田

打上り	甲 1001 の 1、甲 1001 の 2、甲 1002、甲 1003、甲 1004 の一部、甲 1005 の 1 の一部、甲 1005 の 2、甲 1005 の 3、甲 1008 の一部、甲 1009、甲 1010、甲 1011 の一部
宮ノ前	甲 1012 の 1 の一部、甲 1012 の 3 の一部
川添	甲 1042 の 3 の一部
井口	甲 1246 の 1
打上り	甲 1004 の一部、甲 1005 の 1 の一部、甲 1008 の一部、甲 1011 の一部
川添	甲 1033 から甲 1036 まで、甲 1037 の 1、甲 1037 の 2、甲 1038 から甲 1041 まで、甲 1042 の 3 の一部、甲 1043 の 1 から甲 1043 の 3 まで、甲 1044 の 1、甲 1044 の 2
中洲賀	甲 1045 の 2 の一部、甲 1046 の 13 の一部、甲 1046 の 14 の一部、甲 1046 の 15、甲 1046 の 16、甲 1047 の一部
鯨田	甲 1049 から甲 1051 まで、甲 1052 の 1、甲 1052 の 2、甲 1053、甲 1054、甲 1055 の一部、甲 1056 の一部、甲 1057 の一部、甲 1059 の一部
中洲賀	甲 1045 の 2 の一部、甲 1046 の 2 から甲 1046 の 12 まで、甲 1046 の 13 の一部、甲 1046 の 14 の一部、甲 1046 の 17、甲 1046 の 19 か

	宮ノ前
	鯨田

		ら 甲 1046 の 21 まで、 甲 1047 の一部、 甲 1048 の 4 から 甲 1048 の 6 まで		
	平岩	甲 1068 の 1		駄場
	駄場	甲 1111 の 6、 甲 1112 の 4、 甲 1113 の 2		平岩
	菖蒲	甲 1272 の 2、 甲 1272 の 3、 甲 1274 の 2		臺ノ前
	松島	甲 2055、 甲 2056 の 4 の 一部、 甲 2060 の一部、 甲 2061 の 2 の一部		上ノ島
	霧ヶ岡	甲 2077 の 1 の一部、 甲 2077 の 3、 甲 2081 の 1 の 一部		下井川
	下井川	甲 2085 の一部、 甲 2086 の 一部、 甲 2087 の一部		霧ヶ岡
		甲 2108 の 1 の一部、 甲 2109 の 1、 甲 2109 の 2 の 一部		岡田
	岡田	甲 2134 の 3 の一部		杉ナリ
	櫻ノ久保	甲 2178、 甲 2179、 甲 2180 の 2、 甲 2181 の 2、 甲 2182 から 甲 2184 まで、 甲 2185 の 2		梅ノ久保

備考 1 この表に表示されている区域に隣接介在する道路及び水路である市有地の一部を含むものとする。

2 上記地番は、平成 18 年 7 月 10 日現在の登記簿による。

高知県告示第 135 号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和 40 年政令第 14 号）第 49 条の規定により次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、高知県土木部河川防災課及び高知県安芸土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成 19 年 3 月 2 日

高知県知事 橋本 大二郎

1 河川の名 称
二級河川奈半利川水系奈半利川

2 廃川敷地等が生じた年月日
平成 19 年 3 月 2 日

3 廃川敷地等の位置
左岸 安芸郡北川村久木字ゴラジマ 544 番 1 地先から字ゴラジマ 544 番 3 地先まで
右岸 安芸郡北川村久木字栗ヒラ川側 917 番地先から字ナモト屋敷 158 番イ地先まで

4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 24,702.84 平方メートル

5 河川法施行法（昭和 39 年法律第 168 号）第 18 条の規定によりなお効力を有するものとされる河川法（明治 29 年法律第 71 号）第 44 条ただし書の規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から 3 月以内に高知県知事に下付の申請をしなければならない。

高知県告示第 136 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部砂防課及び関係土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成 19 年 3 月 2 日

高知県知事 橋本 大二郎

土佐清水市小江町
（1） 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	土佐清水市清水字西牧山	918 - 35
2	〃 越字濱ヤシキ	433
3	〃 小江町	4
4	〃 〃	204

（2） 区域
標柱 1 から 4 までを順次に直線で結んだ線及び標柱 4 と 1 を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第 137 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成 19 年 3 月 2 日から 2 週間高知県土木部道

路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 3 月 2 日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 須崎仁ノ
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷 地 の 幅 員 （メートル）	延 長 （メートル）
須崎市浦ノ内灰方字宮ヶ和田 1196 番 1 から 須崎市浦ノ内灰方字横網代 51 番 1 まで	前	6.0 ゝ 39.0	813
	後	12.0 ゝ 55.0	800

高知県告示第 138 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成 19 年 3 月 2 日から 2 週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 3 月 2 日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 庄田伊野
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷 地 の 幅 員 （メートル）	延 長 （メートル）
高岡郡日高村名越屋字下タチメ 1008 番 6 から 高岡郡日高村名越屋字船戸 186 番 1 まで	前	A 3.1 ゝ 9.0	324
高岡郡日高村名越屋字下タチメ 1008 番 2 から 高岡郡日高村名越屋字エノ上 208 番まで	B	7.1 ゝ 24.5	312
高岡郡日高村名越屋			

字下タチメ1008番 2 から 高岡郡日高村名越屋 字エノ上208番まで	後	7.1 ゝ 24.5	312
---	---	------------------	-----

高知県告示第139号
過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定に基づき高知県が行う市町村道の改築に関する工事を完了するので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成12年政令第175号）第7条第2項の規定により次のとおり告示する。
平成19年3月2日

高知県知事 橋本 大二郎

道路の種類 及び路線名	工事区間	工事の 種類	工事完了予定年 月日
市道 椿佐古線	香美市物部町柳瀬字 ジヨガモリ4060 - 2 から 香美市物部町椿佐古 字下モタビ1447 - 4 まで	改築	平成19年3月20 日

高知県告示第140号
建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。
平成19年3月2日

高知県知事 橋本 大二郎

地 名	地 番	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
土佐市高岡 町字菖蒲ヶ 窪	乙3506番 5 (ただし、 次の図に示 す部分に限 る。)	6.21 4.91	99.09 8.62	「次の図」 は、省略 し、高知 県土木部 建築指導 課に備え 置いて縦 覧に供す る。

高知県告示第141号
昭和61年5月高知県告示第317号（港湾施設の概要）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行する。

平成19年3月2日

高知県知事 橋本 大二郎

表下田港の項中

〃	水戸物揚場	3.0	340	3.0
---	-------	-----	-----	-----

を

〃	水戸物揚場	3.0	234	3.0
〃	〃 物揚場 B	3.0	106	3.0

に、

〃	内港物揚場	4.0	490	2.0
〃	市場前物揚場	3.0	90	3.0

を

〃	内港物揚場	4.0	251	2.0
〃	〃 物揚場 B	4.0	239	2.0
〃	市場前物揚場 B	3.0	90	3.0

に、

〃	〃 第2物揚場	2.0	132	2.0
---	---------	-----	-----	-----

を

〃	〃 第2物揚場 B	2.0	132	2.0
---	--------------	-----	-----	-----

に、

中村市初崎地先	初崎物揚場	2.0	210	1.0
---------	-------	-----	-----	-----

を

中村市初崎地先	初崎第3物揚場 B	2.0	210	1.0
〃	〃 暫定係留施	-	130	-

設 A

に改める。
高知県告示第142号
昭和61年5月高知県告示第317号（港湾施設の概要）の一部を次のように改正し、平成19年7月1日から施行する。
平成19年3月2日

高知県知事 橋本 大二郎

表高知港の項中

高知市浦戸地先	浦戸1号物揚場	3.0	25	1.5
〃	〃 2号物揚場	2.0	545	1.0

を

高知市浦戸地先	浦戸2号物揚場 B	2.0	641	1.0
〃	〃 第1暫定係 留施設 C	-	100	-

に、

高知市藻州潟地 先	もずかた1号物 揚場	3.0	60	1.0
〃	〃 2号物 揚場	1.0 ～ 2.0	209	1.0

を

高知市藻州潟地 先	もずかた1号物 揚場 B	3.0	74	1.0
〃	〃 2号物 揚場 B	1.0 ～ 2.0	287	1.0
〃	〃 3号物 揚場 A	2.0	277	-
〃	〃 4号物 揚場 B	2.0	29	-

〃	第 1 暫定係留施設 A	-	60	-
〃	第 2 暫定係留施設 A	-	35	-

に、

高知市横浜地先	横浜物揚場	2.0	630	1.0
〃	第 2 物揚場	3.5	65	1.0

を

高知市横浜地先	横浜 1 号物揚場 A	2.0	705	1.0
〃	第 2 号物揚場 A	3.5	71	1.0
〃	第 1 暫定係留施設 A	-	110	-

に改める。

高知県告示第143号

平成14年 3 月高知県告示第114号（港湾法による放置等を禁止する区域及び物件の指定）の一部を次のように改正し、平成19年 4 月 1 日から施行する。

平成19年 3 月 2 日

高知県知事 橋本 大二郎

表中

下田港	四万十市 下田地先	水戸防波堤（ ）南端から水戸防波堤（ ）西端まで引いた線、水戸防波堤（ ）西端から水戸船揚場に隣接する水戸物揚場の北端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 別図 9	船舶
-----	--------------	--	----

を

下田港	四万十市	横浜防砂堤西端から渡川	船舶
-----	------	-------------	----

下田地先	導流堤北東端まで引いた線、渡川導流堤北東端から北西へ540メートルの同導流堤端まで引いた線、同渡川導流堤端から串江第 2 物揚場 B（マイナス 2 メートル）南端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 別図 9
四万十市 初崎地先	初崎防波堤、初崎防波堤北西端から初崎第 2 防波堤北東端まで引いた線、初崎第 2 防波堤、初崎第 2 防波堤北西端から初崎導流堤北東端まで引いた線、初崎導流堤及び陸岸に囲まれた海面 別図 9 の 2

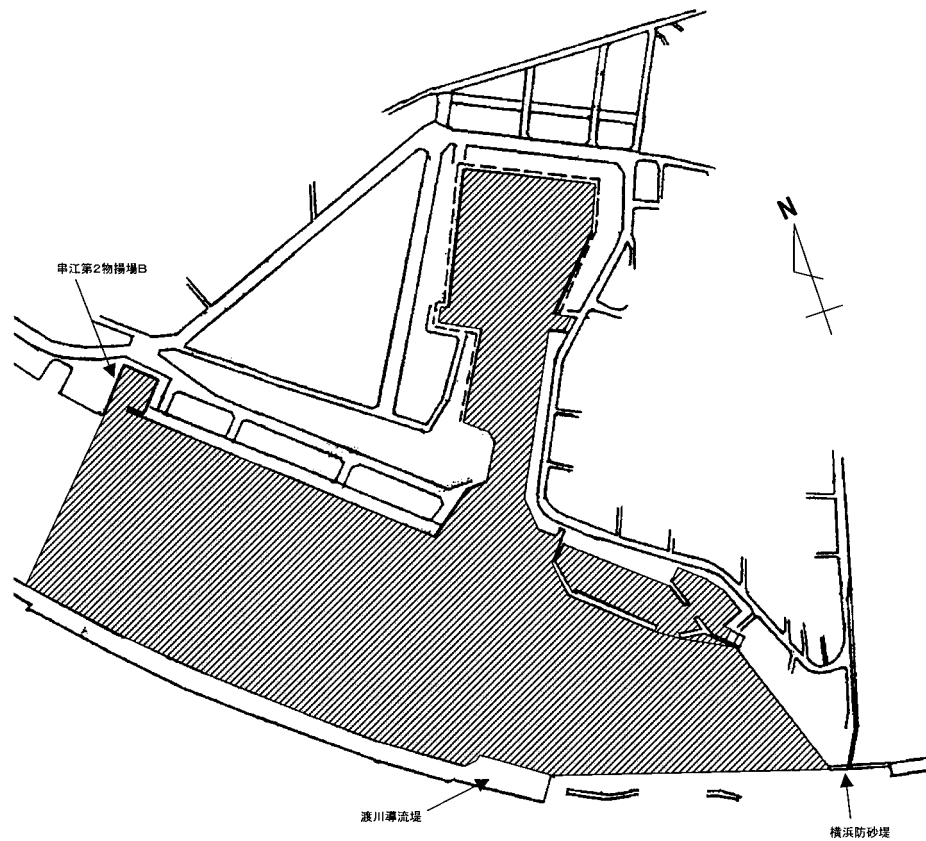
に改める。

別図 9 を次のように改める。

別図9 下田港における放置等禁止区域



下田港 四万十市下田地区

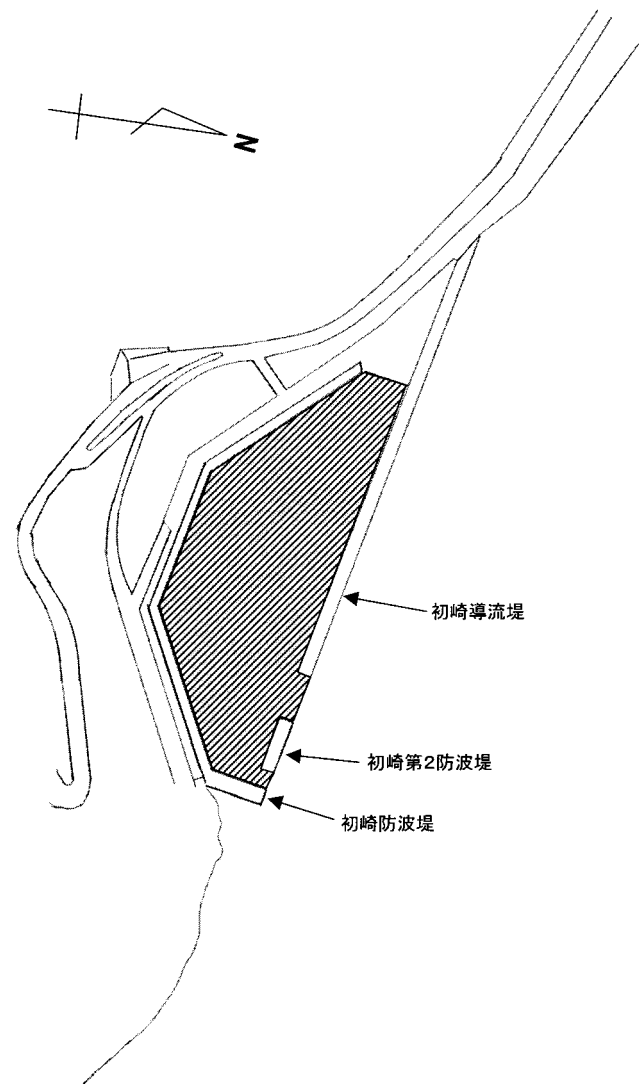


別図9の次に次の1図を加える。

別図9の2 下田港における放置等禁止区域



下田港 四万十市初崎地区



高知県告示第144号

平成14年3月高知県告示第114号（港湾法による放置等を禁止する区域及び物件の指定）の一部を次のように改正し、平成19年7月1日から施行する。

平成19年3月2日

高知県知事 橋本 大二郎

表中

高知港	高知市御 置瀬地先	みませ1号導流堤、みませ1号導流堤東北端からみませ2号導流堤東南端まで引いた線、みませ2号導流堤及び陸岸により囲まれた海面 別図1	船舶
	高知市仁 井田舟倉 地先	仁井田南埋立2号護岸西端から仁井田第3防波堤西北端まで引いた線、仁井田第3防波堤及び陸岸により囲まれた海面 別図1の2	
	高知市朝 日ヶ丘地 先	仁井田北埋立護岸南西端から仁井田南埋立1号護岸北西端まで引いた線、仁井田護岸西端から仁井田南埋立1号護岸北西端から東へ340メートルの同護岸端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 別図1の3	

を

高知港	高知市御 置瀬地先	みませ1号導流堤、みませ1号導流堤北東端からみませ2号導流堤南東端まで引いた線、みませ2号導流堤及び陸岸により囲まれた海面 別図1	船舶
	高知市仁 井田舟倉 地先	仁井田南埋立2号護岸西端から仁井田第3防波堤北西端まで引いた線、仁井田第3防波堤及び陸岸	

により囲まれた海面 別図1の2

高知市朝
日ヶ丘地
先
仁井田北埋立護岸南西端から仁井田南埋立1号護岸北西端まで引いた線、仁井田護岸西端から仁井田南埋立1号護岸北西端から東へ340メートルの同護岸端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 別図1の3

高知市横
浜地先
横浜第1防波堤、横浜第1防波堤南西端から横浜第2防波堤南東端まで引いた線、横浜第2防波堤、横浜第2防波堤北西端から横浜第3防波堤南西端まで引いた線、横浜第3防波堤及び陸岸により囲まれた海面 別図1の4

高知市藻
州潟地先
もずかた第2防波堤、もずかた第2防波堤北東端からもずかた第4防波堤北西端まで引いた線、もずかた第4防波堤、もずかた1号導流堤及び陸岸により囲まれた海面 別図1の5

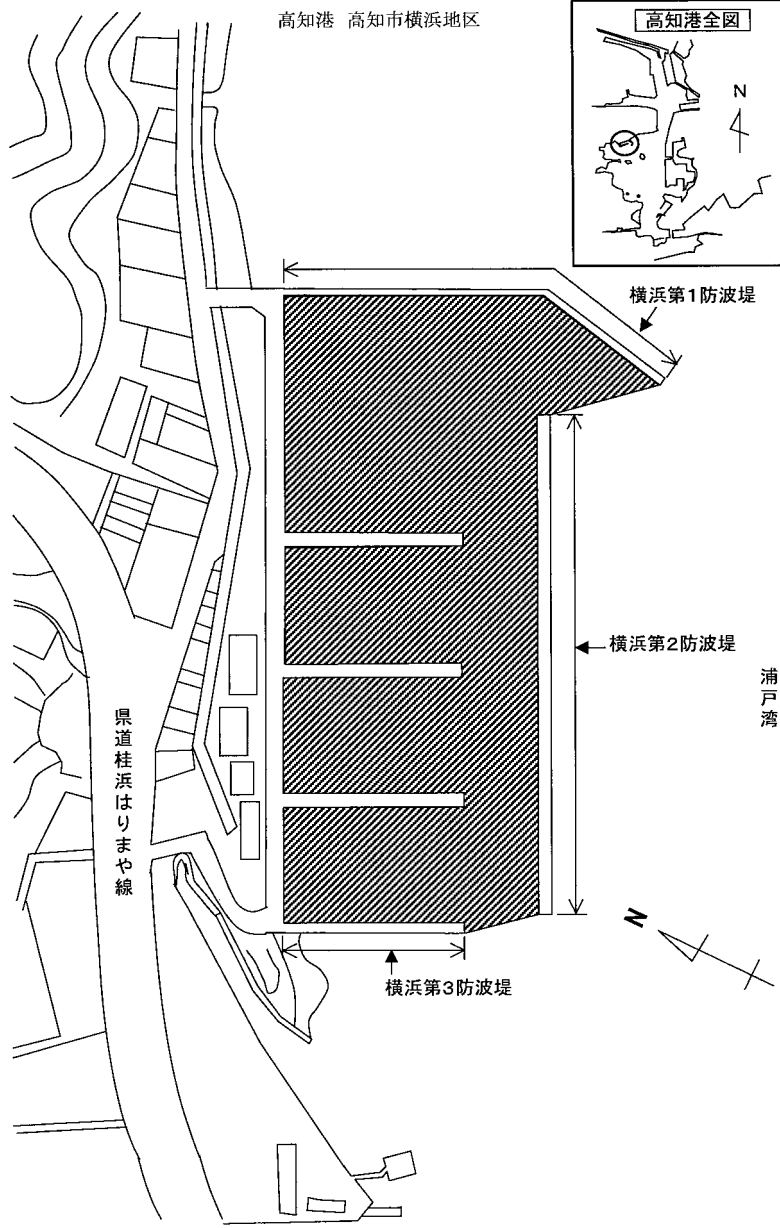
高知市浦
戸地先
浦戸胸壁、浦戸胸壁北東端から浦戸1号導流堤北東端まで引いた線、浦戸1号導流堤、浦戸1号導流堤北西端から浦戸2号導流堤北東端まで引いた線、浦戸2号導流堤、浦戸2号導流堤北西端から浦戸胸壁北西端からもずかた護岸沿いに北へ56メートルの同護岸端まで引いた線及び陸岸により囲

まれた海面 別図1の6

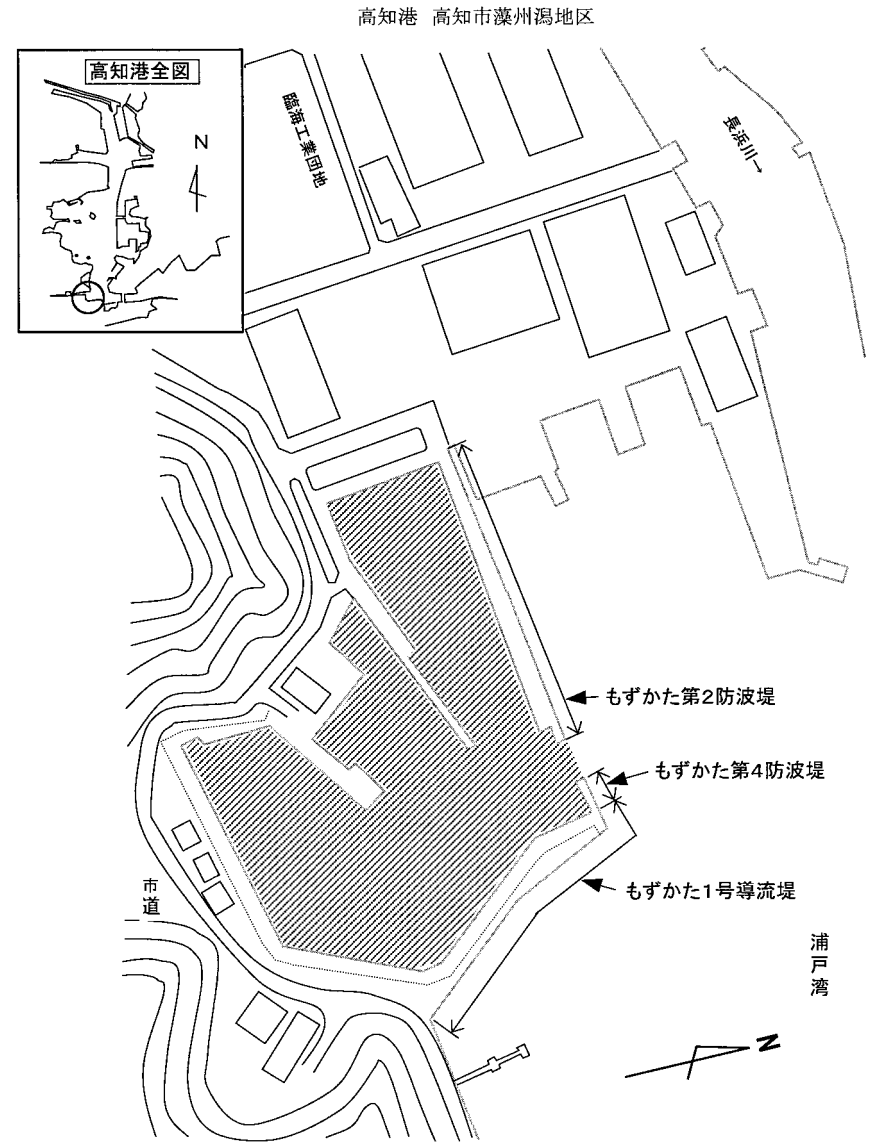
に改める。

別図1の3の次に次の3図を加える。

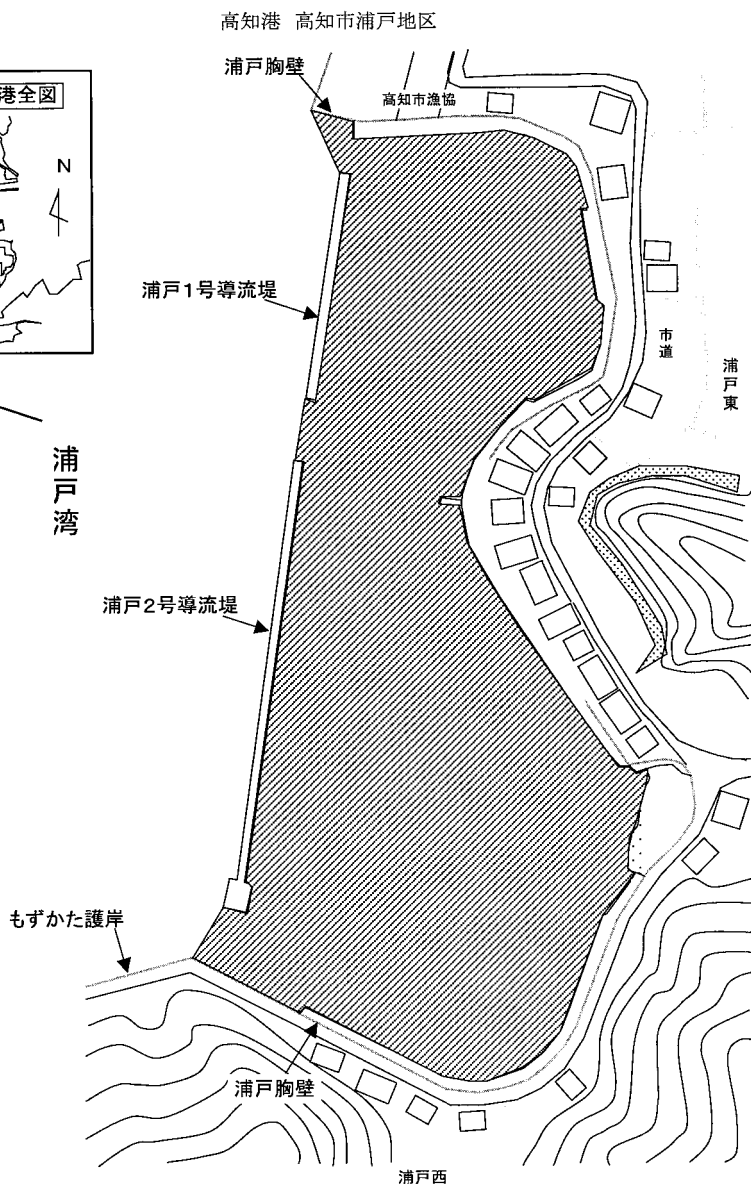
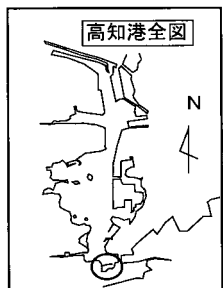
別図1の4 高知港における放置等禁止区域



別図1の5 高知港における放置等禁止区域



別図1の6 高知港における放置等禁止区域



公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成19年2月16日から2月間高知県文化環境部男女共同参画・NPO課において縦覧に供する。

平成19年2月19日（揭示済）

高知県知事 橋本 大二郎

申請の あった 年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所の 所在地	定款に記載された目的
平成19 年2月 16日	特定非 営利活 動法人 もたら う企画	宮本 則 昭	高知市 和泉町 15番3 -407 号ビ・ ウェル 和泉町	この法人は、自然環境 の改善・復元の大切さ を広く伝え、人々が森 林と河川と触れ合う機 会を作るとともに、人 的交流、また物的交流 を通じて、環境保全に 寄与する。 そのため、高知県が進 める「協働の森」事業 を前進させ、又、自然 環境保護や自然災害に 備えた信頼できるシス テムの普及啓発を行う ことによって、公益の 増進に寄与することを 目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営中山間地域総合整備事業に係る上分地区（横川換地区）の換地処分を平成19年2月20日に行ったので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成19年3月2日

高知県知事 橋本 大二郎

港湾法（昭和25年法律第218号）第56条の4第2項の規定に基づき、所有者不明の工作物、船舶その他の物件（以下「工作物等」という。）の措置を次のとおり行う。

平成19年3月2日

高知港港湾管理者

高知県知事 橋本 大二郎

1 工作物等の放置されている場所、名称又は種類、形状及び数量

高知市五台山字北タナスカ5022 - 1番地

普通乗用自動車（日産・ラルゴミニバン、灰色）1台

軽四乗用自動車（スズキ・車種不明、白色）1台

高知市棧橋通六丁目13番地

軽四乗用自動車（三菱・ミニカ、白色）1台

軽四乗用自動車（スズキ・アルト、白色）1台

普通乗用自動車（トヨタ・カムリ、灰色）1台

普通乗用自動車（マツダ・ボンゴ、白色）1台

高知市横浜1814 - 8

軽四貨物自動車（ホンダ・車種不明、青色）1台

2 所有者の行うべき措置

工作物等の所有者は、この公告の日から起算して14日以内に高知港港湾管理者の指示に従い、当該工作物等を撤去しなければならない。

3 港湾管理者の措置

高知港港湾管理者は、所有者が2の措置を行わないときは、他に命じて当該工作物等を処分するものとする。

海岸法（昭和31年法律第101号）第12条第3項の規定に基づき、所有者不明の自動車の措置を次のとおり行う。

平成19年3月2日

海岸管理者

高知県知事 橋本 大二郎

1 自動車の放置されている場所、種類、形状及び数量

高知市仁井田字一窪193 - 1番地先

普通自動車（三菱・デリカスターワゴン2.5D、白色、登録番号なし、車体番号P15W - 0200381）1台

2 所有者の行うべき措置

自動車の所有者は、この公告の日から起算して14日以内に海岸管理者の指示に従い、当該自動車を除却しなければならない。

3 海岸管理者の措置

海岸管理者は、所有者が2の措置を行わないときは、他に命じて当該自動車を処分するものとする。

教育委員会規則

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月2日

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

高知県教育委員会規則第1号

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則

へき地等学校等を指定する規則（平成16年高知県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2級の室戸市の項を次のように改める。

室戸市	佐喜浜小学校入木分校	平成2年1月1日
-----	------------	----------

別表第2安芸郡の項を削る。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。